

令和4年 第1回

## 木古内町議会臨時会会議録

令和4年 1月31日 開会

令和4年 1月31日 閉会

木古内町議会

## 各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（令和4年 1月31日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 議案第1号 令和3年度木古内町一般会計補正予算（第11号）	3
閉会の宣告	14
会議録署名議員の署名	15

## 令和4年 1月31日(月) 第1号

- 開会日時 令和4年 1月31日(月曜日) 午前10時00分  
○ 閉会日時 令和4年 1月31日(月曜日) 午前10時53分
- 

### ・出席議員(10名)

1番 平野武志	6番 新井田昭男
2番 手塚昌宏	7番 相澤巧
3番 東出洋一	8番 廣瀬雅一
4番 吉田裕幸	副議長 9番 竹田努
5番 安齋彰	議長 10番 又地信也

---

### ・欠席議員(なし)

### ・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
教育長	野村広章
総務課長	福田伸一
会計管理者	幅崎英樹
町民課長	阿部亮輔
まちづくり未来課長	田畠裕
建設水道課長	構口学
代表監査委員	柿崎重朋

---

### ・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤隆一
議事担当主査	堺泰幸

令和4年第1回木古内町議会臨時會議事日程

第1号 令和4年1月31日（月）

午前10時00分開議

日程番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案 第1号	令和3年度木古内町一般会計補正予算（第11号）

令和4年第1回臨時会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議 決 月 日	議 決 結 果
議案第1号	令和3年度木古内町一般会計補正予算（第11号）	4.1.31	原案可決

( 午前10時00分 開会 )

## 開会・開議の宣告

○議長(又地信也君) 定刻になりました。ただいまから、令和4年第1回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会議録署名議員の指名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

5番 安齋 彰君、6番 新井田昭男君。以上、2名を指名いたします。

## 会期の決定

○議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議ないものと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

## 議案第1号 令和3年度木古内町一般会計補正予算(第11号)

○議長(又地信也君) 日程第3 議案第1号 令和3年度木古内町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 皆様、おはようございます。

ただいま上程となりました、議案第1号 令和3年度木古内町一般会計補正予算(第11号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億2,410万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を46億1,637万4,000円とするものです。

議案の4ページをお開きください。

第3表 繰越明許費補正は、3款 民生費、1項 社会福祉費、事業名 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業 9,380万4,000円を繰越明許費とするものです。

次に、歳出の説明をいたします。

議案の9ページをお開きください。

あわせて、議案説明資料 資料番号1の1ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、10節 需用費、11節 役務費、13節 使用料及び賃借料、あわせまして890万5,000円は、ふるさと納税に関する費用で、当初見込んでいたふるさと納税額 3,500万円を5,300万円と見込むことによる追加補正です。

24節 積立金 3,903万4,000円の減額は、このたびの補正予算の財源を財政調整基金積立金で調整するための補正です。

次に、議案の10ページをお開きください。

3項・1目 戸籍住民基本台帳費、12節 委託料 272万8,000円は、住民基本台帳システム改修委託料で、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に向け、マイナンバーカード所有者の転入、転出手続きのワンストップ化に伴う住民記録システムの改修に要する費用の追加補正です。

次に、議案の11ページをお開きください。

あわせて、議案説明資料 資料番号1の2ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、12目 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費、3節 職員手当から18節 負担金補助及び交付金まで、あわせて9,380万4,000円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に要する費用の追加補正です。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して臨時の措置として給付金を支給するものです。給付金額は1世帯10万円で、対象見込み数は900世帯です。

次に、議案の12ページをお開きください。

あわせて、議案説明資料 資料番号1の3ページをお開きください。

2項 児童福祉費、2目 児童措置費、18節 負担金補助及び交付金 30万円は、保育士等処遇改善臨時特例交付金事業補助金で、新型コロナウイルス感染症の対応と、少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士等の処遇改善のため、保育所に対し収入を引き上げるために必要な費用を補助するための追加補正です。

対象者は、本年2月に保育所等に勤務する職員で、収入の3%程度の引き上げを想定しており、財源は全額国から措置されます。

次に、議案12ページの下段の表と、議案説明資料 資料番号1の4ページをご参照ください。

3目 児童福祉施設費、1節 報酬 4万4,000円は、会計年度任用職員報酬で、新型コロナウイルス感染症の対応と、少子高齢化への対応が重なる最前線において働く放課後児童健全育成事業を行う事業所における支援員や補助員等の処遇改善のため、収入を引き上げるため

の追加補正です。

対象者は、放課後児童クラブに勤務する職員で、収入の3%程度の引き上げを想定しており、財源は全額国から措置されます。

次に、議案の13ページをお開きください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費、10節 需用費 45万6,000円は、燃料費で安行苑の火葬件数の増加、並びに冬季間の火葬の増加に伴う暖房用燃料の追加補正です。

議案の14ページをお開きください。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費、12節 委託料 5,690万2,000円は、今季の降雪量の増により除排雪稼働日数が多くなっており、今後、予算不足となることから追加補正をお願いするものです。

議案説明資料 資料番号1の5ページをお開きください。

2の事業の概要、(2) 稼働実績は、1月までの稼働日数が合計38日となっており、(3) 今後の稼働予定日数を27日と見込み、不足する5,690万2,000円の追加補正をお願いするものです。

資料番号1の次のページにあります6ページ上段の表は、補正予算内訳表で、除雪と排雪の12月分・1月分の予算執行額、そして今後の支払予定額、及び補正額を記載しております。

下段の表は、平成28年度以降の各年度の除雪稼働日数を記載しております。

次に、歳入を説明をいたします。

議案に戻りまして、議案の7ページをお開きください。

13款 使用料及び手数料、1項 使用料、2目 衛生費使用料、1節 保健衛生使用料 30万円は、火葬料で火葬件数の増加に伴う、木古内町分11万円、知内町分19万円の追加補正です。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金 272万8,000円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、歳出の住民基本台帳システム改修委託料の財源の追加補正です。

2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 9,380万4,000円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金で、歳出の当該事業の財源の追加補正です。

2節 児童福祉費補助金 34万4,000円は、保育士等処遇改善臨時特例交付金 30万円、及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金 4万4,000円で、歳出の当該事業の財源の追加補正です。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 2,671万3,000円は、このたびの補正に伴う財源調整です。

議案の8ページをお開きください。

20款 諸収入、4項 受託事業収入、1目 衛生費受託事業収入、1節 安行苑使用受託収入 21万6,000円は、燃料費の追加補正に伴う知内町からの受託収入の追加補正です。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 8番 廣瀬雅一です。

皆さん、おはようございます。正月から続く大雪、連日続いているんですけれども、皆さんはじめ、町民の皆さん大変ご苦労されているということで、その中で除排雪の委託業者に限っては、夜中から出でもらって町道の確保をしてもらっていると大変ありがたいと思っております。

そこで、除排雪事業について確認したいと思っております。

燃料の高騰のことなんですかでも、私の調べでは前年同月は軽油リッターあたり100円でしたけれども、ことしは約150円となっており、5割増しと。また、大型ショベルカーで1時間当たり10ℓ消費するそうで、除雪委託業者にとっては大変出費が多いと考えております。

この辺も加味しての補正予算となっているのか、また委託業者について今後、請求・精算の時にヒアリング等を行って、この辺のほうを考えているのかちょっと確認したいと思っております。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 廣瀬議員の質問にお答えいたします。

まず、燃料につきましてですが、軽油の単価につきましては、今年度契約時11月1日現在、147円の軽油の単価で契約しております。その後、12月・1月の多少の変動はございましたが、またこの1月末にあたりまして、燃料がこの147円くらいに近づいたということもございますので、まず現状といましましては、燃料の変動はありましたが、現契約のままでいきたいということに考えております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) いま燃料、当初の値段でそのまま見積もったというようなお話ですが、ただ日にちも例年どおり見積もっておりますけれども、逆に1日あたりに割り返してあげれば、前年度より低くなっているんですね。この辺は、考えていたんでしょうか。本来、先ほど言いましたように、燃料高くなっているので、この値段で本当に大丈夫なのかどうか、その辺お願いします。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 相澤議員のご質問ですが、今年度の除雪の稼働費にかかる費用のほうが安いのではないかというご質問だと思われますが、今年度除雪の稼働につきましては、12月までは例年どおりの稼働でございましたが、1月に入ってからみそぎの前後、例年みそぎ等の排雪等を行っている中で、今年度につきましては、例年並みの除雪費用と排雪費用だというふうに考えております。その中で、今回補正の額につきましては、去年並みの降雪量という考え方での補正費の増額を補正したいということで、計上させていただいております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) ここ2・3年の分、ちょっと日にち等決算額ですか、割り返してみたんですが、一昨年で1日あたり238万、去年で250万、ことし補正の額を予定した日にちで割り返すと190万、去年と比べて60万近く差があるんです。その辺は考えていたのかどうか。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時17分
再開	午前10時18分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁をお願いします。

建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 今年度の除雪の単価というか1日の費用あたりですが、ことは今年度これまでの実績をもとに出してしまって、それを単純に稼働日数で割って、193万6,000円ということで、はじいております。この単価を参考にいたしまして、今後の除雪なり排雪の稼働を加味した中で、今回の補正額というふうにしております。

なお、除雪の時間の単価につきましては、今年度、重機の部分が若干上がっているのと、先ほど質問にありました燃料の高騰によったことによる時間の単価というのは上がっておりますが、今年度は単純にこの193万6,000円をかけたことによっての日数をかけて、5,690万2,000円という補正のほうをお願いしております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) いま除排雪の関係で議論していますけれども、これ課長、やはり除雪と排雪を資料的には区分しなきやならないと思うんだよね。全然、異なるわけだ。だから、これをプールにしちゃうから例えば単純に去年の実績額と日数で割り返せば、その年によって単価がまちまちになっちゃうんだよね。だから、これは除雪はこういう実績だよって。場合によっては時間あたり割り返せば、重機の容量にもよっても単価違うわけだけれども、総じていいたら1台あたりはどうだとあって、やはりそういう資料の分析だとかそういうものは資料として持っておくべきでないのかなと。そして、我々にも提示してほしいなっていう気はします。

それと、単純にこの資料を見た時、例えば中段の過去5か年の除雪の稼働日数。例えば令和2年と令和3年比較した場合に、これ日数だけ見れば昨年は12月・1月で32日、ことは26日、ことは去年よりかなり少ないっていうこと、この1月までの実績をみれば。あと2月で見込んでいるのが21日、除雪の出動の日数だろうっていうふうに見込んでの補正だと思うんだよね。そういうことからすれば、先ほどの単価の部分含めてもなんかちょっとアンバランスでないかなっていう気がするんだよね、日数が。これは、多く議論はしませんけれども、やはりもう少し区分した資料を今後、整理していただきたいっていうお願いです。

それからふるさと納税、今回、当初見込んだより2,000万ほど増えるっていうことで、大変良かったなっていう思いです。ただ、今回の補正の内訳を見た時に単純な疑問なんですが、ふるさと納税の贈答品っていうかお返しが例えば390万、それにかかる送料が210何万、本当にこれが正しいのかなっていう疑問。もっとやはり贈答品のほうが金額多いんじゃないのかなっていう部分なんですよね。だから、その辺がはたして随分それに対しての送料が多いなって。これは、これから見込んだ部分だから、例えば何件でどうなんだっていう。

そうすれば、送料だって割り返せば単価が出る。例えば送料2,000円だとしたら、かなりの件数だ。こっちの資料の1の件数からすれば、ちょっと数字があわないのかなっていう思

いなんですよね。ですから、送料の200万が送料に例えれば5,000円も6,000円もかかるんだつていうことであればちょっと話別なんだけれども、普通の品物であれば2,000円くらいあればだいたい送料間に合うと思うんですよ。その辺がどうなのかっていう。

それと、その下の13節の使用料で280万、これふるさと納税のウェブサイト等の利用料つていうことで、これも件数なんですか。件数が増えたからこの利用料が増えたってことなのか、新しく例えばウェブサイトを開設して、その利用料っていうのがこうなったのかっていうのがちょっとわからないものですから、その辺ちょっと教えてください。

○議長(又地信也君) まず1点目、最初の答弁は。

9番 竹田議員、最初の除雪の部分については、答弁必要ですか。お願いということなので、答弁はなしと。

それでは、次の2点目のふるさと納税の件についての答弁を求めます。

まちづくり未来課長。

○まちづくり未来課長(田畠 裕君) 竹田議員のお尋ねにお答えいたします。

こちら、役務費の運送料の補正予算の内訳の出し方につきましては、こちらが需用費、返礼品の金額よりもちょっと割合が大きいのではないかというご質問であります。こちらにつきましてはいま現在、ふるさと納税につきましては、1個のふるさと納税に対して一つの返礼品を返すパターンと、あと例えばですが3か月連続で返礼品をお送りするパターンですとか、12月連続でふるさと納税の返礼品をお送りするような様々な種類で納税していただいておりまして、こちらにつきましては、こちらの運送料につきましては、例えば12月連続というふうになりますと、ひと月あたり運送料がかかっていくというところがありますので、こちらのほうを算出させていただいて、ふるさと納税の積算をしております。

なお、ふるさと納税におきます運送料につきましては、1件あたり1,700円となっておりまして、こちらのほう令和3年度につきましては、トータルでだいたい3,500件程度の運送ということで費用を見込みまして、その不足する額に補正をしております。

また、使用料及び賃借料につきましては、こちらにつきましては、ふるさと納税のウェブサイトを利用した際に、ふるさと納税の額に対してそれぞれパーセントがかけられまして、それで利用料としてお支払いする部分になっておりまして、こちらにつきましては、ふるさと納税の見込額が5,300万というところで見込みまして、それに対してだいたい平均ふるさと納税ウェブサイトの利用料の割合の平均がだいたい16%と見込みまして、そちらのほうで算出をした額に対しまして、不足する分を補正するような形で算出をしております。ということで、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 3番 東出です。

建設水道課長にお伺いしたいと思うんですけども、今回、約5,700万補正これしたので、そうすると前年とだいたい同じくらいのこれ全部使い切って額かなと私思うんですけども、この何日間が降る量が非常に多いわけですね。1日に20cm以上降りますよね。ちょっと除雪を請け負っている人と話をしてみたんですけども、うちの場合は町道に関しては、他町村から見れば大変私は行き届いているなど。住民の大した苦情もなく、きているんじゃないかなと思うんですけども、ただこの何日間かでみそぎ祭りの前にほとんど押し込

んだ雪の排雪して、随分綺麗になったなと私思ったんですけども、きのう現在の話ですともうきょうになつたらもう押すところないよと、困っちゃうなと、時間ばっかりかかってどうしようもないっていう運転手さんからの話を聞いたんですけれども、これはきょうこの議会をとおつたら早速やはり除雪もしなきやならないですけれども、やはり1日も早く排雪してやらないと雪の押し込むところがないっていうことで、そんな話を伺つたんですけれども、それを考えていけばきょう上げております5,700万、これで私は足りるのかなという気がするんですけども。ということは、除雪ですと朝出てだいたい良いところ、距離またはもつてている場所って違うんですけども、だいたい4・5時間あれば終わるわけですよね。ところが排雪になると1日いっぱい重機、それからダンプ動くわけですよね。だから、はたしてこれで今回これをとおすことは良いんですけども、また補正しなきやならないっていう現状にならないのかどうなのか。その辺ちょっと忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

それから、ことしから重機にことし何台でしたか、6台くらいですか。雪寒道路って言うんですかあれ、私よくわからないんですけども、G P Sを付けることによっての仕事の効率が上がったのかどうなのか。G P S付けている機械は、町中の機械じゃないですよね。おそらく農地だとかそういう道路が主たるものなんだろうけれども、これを付けることによって、国からの補助金はどれくらい、入っているように私聞いたんですけども、特に昔からここは豪雪地帯ということでもって国からいろいろな特交なんかもきていたんだけれども、そういう面でG P Sを設置した重機を増やせないものなのかなどうなのか。そうすることによって、いくらかでも国から支援を受けられるというそんなふうに私は認識しているんですけども、その辺の見解をちょっと教えてください。追加補正も必要なのかどうなのか、それも含めてよろしくお願ひします。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 東出議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の補正額で足りるのかどうかというご心配をしていただきながらのご質問だと思われます。

まず、東出議員おっしゃるとおり、1月のこの4日間の降り方につきましては、数字でいきますとこの4日間で99cmと約1mに近い降雪がございました。その中で、1月の降雪の予想につきましては当然、予想以上の降雪がありましたので、回数も増えているということが現状であります。このことを鑑みますと、除雪費の費用が足りないかということは当然想定されますが、今後、2月・3月の降雪がどうなるかという部分もございます。当然、雪なものですから水ものになりますので、天候によってどうなるかということはございますが、まずは今回の補正につきましては、去年並みの補正額とあと事業費ということで、考えさせていただきました。今後、可能性といたしましては、除雪費の枯渇ということも考えられますが、今回はこの額で補正させていただいたということでございます。

次に、G P Sの部分についてどのような効率があるかという部分と、あと国からの補助金という部分でございます。

まず、G P Sを付けたことによって、私どもがその時間に重機がどのようにどの場所にいるかという部分が把握がされます。そのことによって、住民からの要望があった時に、その機械が近くにいることによって、すぐ対応できるというメリットがございます。そういう意味では、こういった効率とあと職員の事務的な動きということに対しての効率は非常に上

がったということでございます。それに対して雪寒路線という路線がございまして、雪が降った時に除雪する路線を指定する路線になります。これにつきましては、例年5年に一度、雪寒路線の更新というか指定の時期がございます。それが2年後にいま迫っておりますので、その時に雪寒路線というものを再度建設水道課のほうで抽出いたしまして、雪寒路線延長を延ばす予定であります。この延長に対して補助金の割合というのが決まっています。ただ、この雪寒路線の除雪費にかかる補助というのは、国からの予算なものですから、例えば1,000万要望したので、1,000万付くかということは別なことになります。その年によって5割なり3割なりという補助率というのは変わってきます。ことに限りましては、まだ雪寒路線が当町まだちょっと記憶で申し訳ないんですが、40kmくらいしかない状態で、このうち実際費用として入るのは約200万・300万というちょっと低い補助率になっております。

そういう中で、雪寒路線を増やしていくということを考えておりますので、その中で増やすことによってGPSを登載させる重機も増やしていくと。そういうふうにすることによって、補助金なり交付金の充当を上げていきたいというのがいまの考え方でございます。

以上です。

○議長(又地信也君) 3番 東出洋一君。

○3番(東出洋一君) 雪寒路線の関係はまたあとでお伺いしますけれども、やはり住民サービスするにはいま除雪も大事なんだけれども、先ほど私言ったやつ答弁していないんだけれども、押し込んだ雪山、もうそこ満杯になっているんですよね。きのう見たところもう道路に、きょうだったらもう道路にほとんどみ出しているんじゃないかな。私そう思うんですよ、何箇所か見た限りでは。だから、やはりそれはいまこれ予算やっている中なんだけれども、そういう部分では排雪を1日も早くやるのかどうなのか、その辺の考え方にも答弁にならないんですよね。

それともう一つは、私も何十年も重機に乗っていてわかるんですけども、やはり労働衛生上、何て言うかなよく車とか乗っていても2時間経過すれば、そろそろ休みなさいよって車から音声出ますよね。いまそれでなくともこのたびも雪でダンプと乗用車がぶつかって事故があったとか、それから人が巻き込まれたとかっていう事故があるんですけども、実際1日いっぱい乗っていたらとんでもなく疲れるんですよ。だから、そういう部分では役場のほうとすれば、そういう部分で運転手にただ稼げと言うだけじゃなくて、そういう労働衛生面の関係については、どういう指導をしているのかまずお伺いいたします。

それと、雪寒道路の関係なんですけれども、今後2年後ですか路線を延長したいということなんですけれども、私自身指定をした6台で、1台あたりいくらというふうに私思ったんですけども、そうじやなくて再度確認したいのは、路線の延長の申請をするというふうにして捉えてよろしいんですか。それによって国からくるお金が変わってくるんだというふうに捉えていいんでしょうか。私は、機械1台についていくらって私はなんかそんなことを聞いたなんだけれども、まずその辺ちょっと確認させてください。以上です。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 東出議員の再度のご質問にお答えいたします。

まずをもって先の排雪の件について、答弁漏れ申し訳ございません。

これまでの降雪による雪の対応につきましては、きょうすぐに各業者へ排雪の準備、段取り等を指示しております。あすにでも動けるような状況で指示をしておりますので、報告い

たします。

次に、労働衛生上の問題ということです。

これまで私も除雪の担当をさせていただきましたが、過去の降雪量の多さによって、オペの人達に過度な労働があったということは、私も認識しております。その中で、やはり住民サービスもありますが、オペの安全上を確保するという面もございます。

この両方を鑑みながら各委託業者のほうには、時間等の稼働の管理とあと休息時間という部分に関しては、いまご指摘いただいたように再度私のほうからも各業者さんのほうへ労働衛生上の指導を行っていきたいと思います。

次に、雪寒道路につきましてでございます。

これあくまで路線にかかる事業費のお金というふうになります。重機ではございません。

あくまで路線にかかる延長に対してどのくらいの時間がかかるか、町の単価があるということで、それで路線に対しての事業費という考え方になります。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

構口課長、すみません。私も除排雪のことで何点か聞かせてください。

私も東出議員同様、木古内の除雪については、大変町民も満足いくようなサービスが行われているなど。しかしながら、このように想像以上の積雪になるとやはり不具合や諸課題は見えてくるもので、その部分について何点かお聞きしたいんですけども、まず出動する判断について。昨年は、一部業者任せだということで、議会の中でそれでいいのかと紛糾したことがあったんですけども、その後見てみると不必要なに出動しているってことはほぼないですね、ます。しかしながら、逆に必要なに来てくれなかったっていうことがことしに入つてもう何回かありますと、この資料見ても一応降雪量を記載しているのが消防と瓜谷、この2箇所でも結構なその年によっては違いますよね。例えば木古内本町が降つていなくても郡部方面、札苅、泉沢、釜谷、日中相当降つたっていう日もことしもあります。

除雪のスタートする基準が朝判断されると思うんですけども、前の日の日中に相当量降つた日の翌日、夜中は降らないので出動がなかった。しかしながら、前の日の日中、相当降つていわゆる町道が除雪が行われずに車が通過できないっていう事例も実際ことしもありました。そのことに関しては、これまでの担当課がパトロールして除雪についての指示を出していると言いますけども、その判断ですよね。行き届かない部分について、どのように課題として受け止め、今後、取り組んでいくのか。今後の時期です。特に暖気になると積もつた雪が雨降ったり、太陽が1日中照らしていると本当ぐちゃぐちゃになって、ただ降る雪よりも悪い道路で、去年もそういう際に除雪がちょっと来ずという案件があって、お願いした経緯があるんですけども、今後特にそういうことも数回あると思われますので、そういう判断です。どのように考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

それと、住民非課税世帯に対する臨時給付金なんですけども、これは町長、国の政策ということではなくて、独自の我が町の政策ですか。国の政策で。コロナの特別交付金ではなくて、新たにこれは出されたっていうことなんですよね。国の予算100%でやるということなんですけども、内訳見てみるとシステム改修業務委託 200万計上しているんですけども、これは木古内町ぐらいの人口規模、世帯で言うと1,600ぐらいでしたか。の世帯の判

断をするのに200万円かけてシステムのこれをやる必要があるのか、もし私の言っていることが違うのであれば、その内容についてどういうシステム改修なのかこの委託料についての説明をいただければと思います。

○議長(又地信也君) 1点目。

建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 平野議員のご質問にお答えいたします。

まず、例年課題となります稼働する判断ということになります。本当は必要なのに来なかつたということは、私どものほうにも連絡がありまして、そのような事実があったということは認識しております。この辺につきましては、現課といたしましては、さらに緊張感をもった対応をしていかないということを思ったところで、反省しております。

これまでの日中降ったことによっての次の日の対応ということでございますが、基本的にはその日の夕方には、私どもパトロールをしております。その中で、除雪の稼働が必要だということで、判断できますと指示をしております。ただその中で、やはり先ほどお話をあったとおり、市街地と山という部分で、降り方の違いもございまして、必ずしも均等に除雪の稼働ができるかという部分に関しては、住民等の目の見方によって変わってきますが、基本的には稼働していきたいということで指示しております。

同じく暖気の対応につきましてですが、これに関しても同じく日中のパトロールをしまして、必要であればその日にすぐ稼働指示をしておりまし、次の日でよければその次の日の朝に対応するような状況で指示をしております。以上です。

○議長(又地信也君) 2点目は、町民課長。

○町民課長(阿部亮輔君) 非課税世帯に対するシステム改修のお尋ねについてです。

世帯数の数に関わらず、住民基本台帳ですかあと税情報との連携が必要だということで、システム改修は住基のシステムを委託している会社に見積もりをお願いするものでございます。それで、開発費用としてシステム会社のほうから提示があった金額を記載させていただいております。以上でございます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 私も住民非課税世帯に対する臨時交付金の関係で、ちょっと確認したいなと思っています。

四角の枠の4の対象世帯の(2)、令和3年1月以降の家計急変世帯って書いています。

非課税の世帯は当然把握しているんですけども、課税世帯の中でこういう世帯っていうのは、端的に言ったらどういう世帯のことを言っているのか。例えば、この周知によってもらえる人がもらえないだとか、そういうことのないようにしなきゃならないと思います。

だから、我々もこのことを問われた時に、こういう世帯ですよ、こういう世帯であればいまのこの非課税世帯と同等の扱いになりますって説明もできるんだけれども、どういう世帯なのかなんかピンとこないんですよね。だから、具体的な事例を出して住民周知をするのか、単なるここに書いているような1月以降の家計の急変の世帯ですって、私はやはりこういうふうに住民に流しても住民のかたは理解しないと思うんですよね。我々だってなかなかピンとこないので、だからその辺どういう周知をするのか。やはりこれは差があってはだめだと思うし、平等でなきゃだめだと思うから同じようなやはり周知の仕方をして、漏れのない

やり方をしなきやならないんだろうと思っています。その辺について、どうですか。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(阿部亮輔君) ただいまのご質問と言いますか、貴重な意見いただき、ありがとうございます。

やはり家計の急変世帯ということで、具体的のものがこれであれば言われたとおり、はつきり見えないというのがごもっともなご意見だと思います。

町政広報なり防災無線で、わかりやすくまずは周知はしたいと考えております。例えばですけれども、コロナによって家計が急変したということは、例えば仕事がコロナでもう激減して、生活困窮になっているですか、そのようなことが想定されるかなというふうには思っておりますけれども、課税世帯であってもそのようにコロナで収入が激減していると、明らかに激減ということがわかって非課税相当の世帯ということがまず基準になりますので、その辺この文言だけであればなかなかわかりづらいものですから、広報誌で周知はさせていただきたいなと思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) いま周知の方法については、町の広報誌で詳しく例題も含めて掲載をする、そして防災無線を流すって。だから、それとやはり民生委員をきちんととおした周知だって、やはり各町内に行き渡るわけだから、その辺も含めて検討してください。特に答弁はいりませんけれども。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 令和3年度木古内町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 閉　会　の　宣　告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今、臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第1回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

( 午前10時53分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 1月31日

木古内町議会議長 又地信也

署名議員 安齋彰

署名議員 新井田昭男